

規制の事後評価書

法令の名称：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象とする家畜等の追加

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：消費・安全局畜水産安全管理課

評価実施時期：令和7年7月～令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・馬用飼料の安全性の確保を図る観点から、馬を、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象となる「家畜等」に指定し、飼料の製造方法等の規格・基準を設定することにより、設定された規格・基準に合わない飼料の製造等を禁止できることとする。なお、指定対象は馬のうち食用に供するものに限る。

<今後の対応>

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①白質脳軟化症による馬の死亡防止	事前評価時	近年において馬の白質脳軟化症の発症が大規模に発生した際に行われた米国の調査に基づき、馬の白質脳軟化症の発症による死亡率を15%とすると、 我が国で飼養されている馬 74,660 頭（2017 年時点） $\times 0.15 = 11,199$ 頭の馬の死亡を防止する見込み。
	事後評価時	令和元年以降、日本国内において馬の白質脳軟化症による死亡事例の報告は認められなかった。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①規格・基準に基づいた飼料への切替えに要する費用	事前評価時	品質管理のための自主分析費用を、1 か月当たり 3 万円 $\times 12$ か月 $= 36$ 万円とすると、 1 工場当たり費用 36 万円 $\times 3$ 工場 $=$ 総費用 108 万円
	事後評価時	品質管理のための自主分析費用を、1 か月当たり 3 万円 $\times 12$ か月 $= 36$ 万円とすると、 1 工場当たり費用 36 万円 $\times 10$ 工場 $=$ 総費用 360 万円
②飼料製造管理者の設置に要する費用	事前評価時	講習受講費及びテキスト代 5 万円 $+$ 交通費及び宿泊費 6 万円 $= 11$ 万円とすると、 1 工場当たり費用 11 万円 $\times 3$ 工場 $=$ 総費用 33 万円
	事後評価時	講習受講費及びテキスト代を 5 万円とすると、 1 工場当たり費用 5 万円 $\times 10$ 工場 $=$ 総費用 50 万円
③表示の基準に基づく表示への切替えに要する費用	事前評価時	飼料袋（20kg サイズ）に印刷する場合、年間の配合飼料生産量を約 5,000 トンと仮定すると、 必要な紙袋は、5,000 トン $\times 50$ 枚 $= 25$ 万枚となることから、 紙袋 1 枚当たり印刷費 10 円 $\times 25$ 万枚 $=$ 総費用 250 万円
	事後評価時	飼料袋（20kg サイズ）に印刷する場合、年間の配合飼料生産量を約 5,000 トンと仮定すると、 必要な紙袋は、5,000 トン $\times 50$ 枚 $= 25$ 万枚となることから、 紙袋 1 枚当たり印刷費 10 円 $\times 25$ 万枚 $=$ 総費用 250 万円
④届出及び帳簿の備付けに要する費用	事前評価時	資料費、保管設備費、人件費等を 2 万円とすると、 1 工場当たり費用 2 万円 $\times 3$ 工場 $=$ 総費用 6 万円
	事後評価時	資料費、保管設備費、人件費等を 2 万円とすると、 1 工場当たり費用 2 万円 $\times 10$ 工場 $=$ 総費用 20 万円

注 1) 工場数が事前評価時より増加したことから、推計値と実績値に差異が生じた。

注 2) 飼料製造管理者の設置に要する費用については、講習を e-ラーニングシステムに変更したことから、交通費及び宿泊費を減額して算出した。

■行政費用

		算出方法と数値
①FAMIC による立入検査等に要する費用	事前評価時	(独) 農林水産消費安全技術センターによる立入検査等にかかる1工場当たりの費用を、立入検査経費9万3千円(人件費6万2千円+旅費、運搬費等3万1千円)+分析費用33万3千円=42万6千円とすると、 1工場当たり費用42万6千円×3工場=総費用約130万円
	事後評価時	(独) 農林水産消費安全技術センターによる立入検査等にかかる1工場当たりの費用を、立入検査経費9万3千円(人件費6万2千円+旅費、運搬費等3万1千円)+分析費用33万3千円=42万6千円とすると、 1工場当たり費用42万6千円×10工場=総費用約430万円

注1) 工場数が事前評価時より増加したことから、推計値と実績値に差異が生じた。

■その他の負担

.

3 考察

- 事前評価時の推計値と実績値の状況に関し、遵守費用及び行政費用については、馬用の飼料製造等に係る工場数が増加したことから差異が生じた。工場数については、事前評価時は数を把握していなかったことから仮定値としていた一方、事後評価においては、検査実績等に基づき工場数を算出したため数に変動したものであり、業界の状況を反映した結果であるため、対応は不要である。
- 結論として、馬用飼料に関する規制については、国内における白質脳軟化症による死亡事例の報告が認められないことから、飼料の安全性の確保に寄与しており、便益が大きいものと考えられる。このため、本規制を継続していくことが適当と考えられる。